

○田川地区清掃施設組合職員の職の設置に関する規則

平成4年4月1日

規則第3号

田川市川崎町清掃施設組合職員の職の設置に関する施行規則(昭和62年規則第2号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第172条第1項に規定する職員の職(臨時職員、嘱託職員及び非常勤職員を除く。)については、他に特別の定めがあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

(職員の職)

第2条 職員の職として、次に掲げる職を置く。

- (1) 事務局長
- (2) 課長
- (3) 参事
- (4) 課長補佐
- (5) 参事補佐
- (6) 係長
- (7) 主査
- (8) 主任
- (9) 副主任
- (10) 指導員
- (11) 主事

(12) 技術員

第3条 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条第1項に規定する条件附採用の期間内にある職員の職として、次に掲げる職を置く。

(1) 主事補

(2) 作業員

(職員の職務)

第4条 職員のうち標準職種(行政職及び労務職をいう。)の職務は、次のとおりとする。

1 行政職

1 事務局長	上司の命を受け、事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
2 課長	上司の命を受け、課の事務を掌理する。
3 参事	上司の命を受け、特定事務を掌理する。
4 課長補佐	課長又は参事を補佐し、課長又は参事に事故があるとき又は欠けた時は、その職務を代理する。
5 参事補佐	上司の命を受け、特定の分掌事務を掌理し、局長又は参事の職務を補佐する。
6 係長	上司の命を受け、係の事務を処理する。
7 主査	上司の命を受け、特定の事務を処理する。
8 主任	上司の命を受け、特に複雑な事務を掌る。
9 副主任	上司の命を受け、複雑な事務を掌る。
10 主事	上司の命を受け、事務又は技術を掌る。
11 主事補	上司の命に従い、事務又は技術に従事する。

2 労務職

1 係長	上司の命を受け、係の業務を処理する。
2 主査	上司の命を受け、特定業務を処理する。
3 主任	上司の命を受け、特に熟練を必要とする業務を処理する。
4 指導員	上司の命を受け、熟練を必要とする業務を処理する。
5 技術員	上司の命を受け、業務に従事する。
6 作業員	上司の命に従い、業務に従事する。

附 則

この規則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 11 年規則第 1 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 13 年規則第 10 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 30 日規則第 1 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 25 日規則第 1 号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 23 日規則第 1 号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成 25 年 2 月 6 日規則第 3 号)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。